

工事成績評定の見直し

国土交通省国土技術政策総合研究所 佐近裕之*
大上和典*
山室 久*
○中村義人*

By Hiroyuki SAKON Kazunori OOGAMI Hisashi YAMAMURO Yoshihito NAKAMURA

公共工事の入札・契約の透明性・競争性を高め、工事の品質確保・向上の観点から、完成した工事の品質等の成績評定を行うことは必要不可欠であり、現在、工事成績評定結果は、競争参加資格審査、有資格者の格付けなどの資格審査や個別工事の入札参加資格条件、企業・担当者の技術力評価などの企業評価に利活用されている。

また、近年の公共工事を取り巻く社会的な変化に対応するため、現在、建設生産システムの抜本的な見直しが検討されているところであり、企業が自ら品質確保に努めるインセンティブや企業の技術力等を重視した調達において、工事成績は、受注者・発注者の双方にとって重要な役割を担うものとなる。

本報告では、国土交通省における現行の工事成績評定の改善点等の整理及び現在、作業中の見直し状況について報告するものである。

【キーワード】工事成績評定、品質確保、企業評価、資格審査

1. 工事成績評定の概要

国土交通省の直轄工事(以下、「直轄工事」)では、2001年の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行等を踏まえ、不良・不適格な企業の排除や工事特性に対応した技術力を有する企業の選定ができるよう、2001年3月に「請負工事成績評定要領」(以下、「評定要領」)を制定し、現在、この評定要領により、請負金額が500万円を超える工事を対象に工事成績評定を行っている。評定要領には透明性・公正性を確保するため、工事成績の請負者への通知や成績に対する説明請求・不服申し立てについても定められている。

また、2005年の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下、「品確法」)の施行により、適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するため、必要な技術検査の実施と工事成績評定を適切に実施することが、工事の履行(施工)段階の発注者の責務として規定され、これにより、施工状況等の技術的検査と工事成績評

定を行う技術検査が法律に基づく行為として位置づけられた。

(1) 工事成績評定の方法

工事成績評定要領では、「工事成績」「工事の技術的難易度」について評価しており、それぞれに評定実施要領が定められて運用されている。以降では「工事成績」についてのみ報告する。

なお、総合評価方式の導入・拡大により競争参加資格審査の技術評価点数の算定式が2007年3月に改訂されたことを期に、従前の評定要領の「VE提案等」の評価項目は廃止されている。

(2) 評価項目と評価方法

評定要領の細目を定めた地方整備局工事成績評定実施要領における評価項目と考査内容等は表-1に示すとおりであり、評価項目は、施工状況等に関する3項目(施工体制、施工状況、出来形および出来ばえ)と優れた技術力・能力等に関する3項目(高度技術、創意工夫、社会性等)に、法令遵守等の1項目を加えた計7項目であり、配点合計は100点(基

* 総合技術政策研究センター建設システム課 029-864-2677

表-1 工事成績評定の評価項目・審査内容

項目	細目	配点(基礎点)	評定者		
			主任 技術 評価官	総括 技術 評価官	技術 検査官
1.施工体制	I.施工体制一般	7.0 (5.2)	○		
	II.配置技術者		○		
2.施工状況	I.施工管理	35.1 (25.5)	○		○
	II.工程管理		○	○	
	III.安全対策		○	○	
	IV.対外関係		○		
3.出来形 及び 出来ばえ	I.出来形	38.3 (24.7)	○		○
	II.品質		○		○
	III.出来ばえ				○
4.高度技術	I.高度技術力	7.8(2.6)	○		
5.創意工夫	I.創意工夫	5.4(2.6)	○		
6.社会性等	I.地域への貢献等	6.4(4.4)		○	
7.法令遵守等		該当項目ごとに減点		○	
評定点合計		100(65)	-	-	-

基礎点合計は65点)である。

評価は、契約図書の記載事項について評価対象項目を定めた「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」(以下、「運用表」)により、評価対象項目の審査結果に応じて加減点することにより行う。例えば、施工状況等の評価項目は5段階で加減点評価を、優れた技術力・能力等の評価項目は加減点評価を、不良行為等の評価項目は減点評価を行うことにより採点されている。

なお、運用表とは別に、工事着手前・施工途中において監督職員が確認・把握する施工体制や安全対策等の義務的事項を整理した「「施工プロセス」のチェックリスト(案)」があり、その確認結果も踏まえ検査や評価が行われている。

(3) 評定者及び評価の基本

各評価項目の評定者は、表-1に示すように、主任技術評価官(主任監督員)、総括技術評価官(総括監督員)及び技術検査官の3者がそれぞれ、現場の施工実態の評価、工事の総合的な履行状況の優劣の評価及び工事の履行結果の評価を行っている。

評価の基本は、受注者が自主施工の原則に基づいて行う契約図書の適切な履行の状況や不良・不適切な事項の有無を評価するものであるもので、単に工事の仕上がり状況の良し悪しや評価対象項目の実施の有無のみでは判断されず、工事の実施状況(監督職員の助言・指導・是正指示の状況や内容等)についても併せて評価を行っている。

(4) 工事成績評定点の分析結果

工事成績評定の現状・活用の理解及び客観性の評価を目的として工事成績評定点の分析(2003～6年

度に完成した直轄工事)を実施したところ、以下のような傾向が確認できた。

①工事特性と評定点の関係

- ・工事成績の平均点は毎年約74点で安定
- ・落札率が下がるほど評定点も下がる傾向
- ・低入札工事は標準工事に比べ約5点ほど平均点が低い
- ・工事の技術的難易度が高い工事ほど評定点も高くなる傾向
- ・請負金額の規模が大きくなるほど評定点も高くなる傾向
- ・中間技術検査を数多く実施するほど評定点も高くなる傾向

②企業特性と評定点の関係

- ・企業ランキングが高い企業ほど評定点も高くなる傾向
- ・受注実績回数が多い企業ほど評定点も高くなる傾向
- ・総合評価方式(高度技術提案型、標準型)を適用した工事は評定点が高くなる傾向

③その他

- ・各年度の傾向は概ね同様の傾向

また、評価項目の細別毎の配点に対する平均得点割合を図-1に示す。これにより施工状況等の評価に関する項目の得点割合が高く、優れた技術力・能力等の評価に関する項目は得点割合が低いことがわかる。

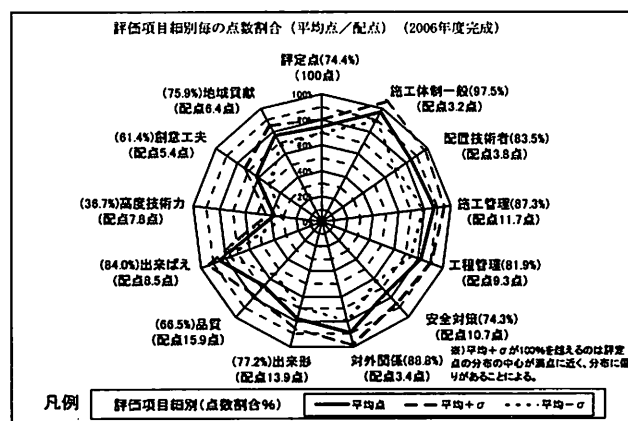


図-1 評価項目細別毎の点数割合

(5) 工事成績評定の活用

工事成績の活用方法等は以下のとおりである。

①請負業者の適正な選定

- ・競争参加資格審査の技術評価点として利用（企業のランク付け）
- ・個別工事の応札参加資格の足切り要件として利用（不適切な企業の排除）
- ・総合評価落札方式の評価項目として利用（企業・技術者の差別化）
- ・低入札工事における監督強化対象工事の設定基準として利用（技術者の増員等）

②請負業者の指導育成

- ・成績評定結果の通知（改善指標明示による企業の自主改善の促進）
- ・表彰制度における対象工事の選定基準として利用（品質確保のインセンティブ付与）

2. 工事成績評定の見直しについて

現行の評定要領制定（2001 年）以降、品確法の施行と総合評価方式の適用拡大や現在進められている建設生産システムの抜本的な見直しへの取り組みにより、工事成績評定は、今後、より重要な指標となり、より厳正かつ的確な評定の実施による工事成績評定の適正化への対応が求められる。

そのため、総合評価方式の技術提案の履行とその結果の評価方法、施工プロセスを通じた検査の結果の評価方法、並びに他の発注機関との工事成績の適切な共有・活用などへの対応が求められており、工事成績評定の適正化は焦眉の急であると考えている。

（図-2）

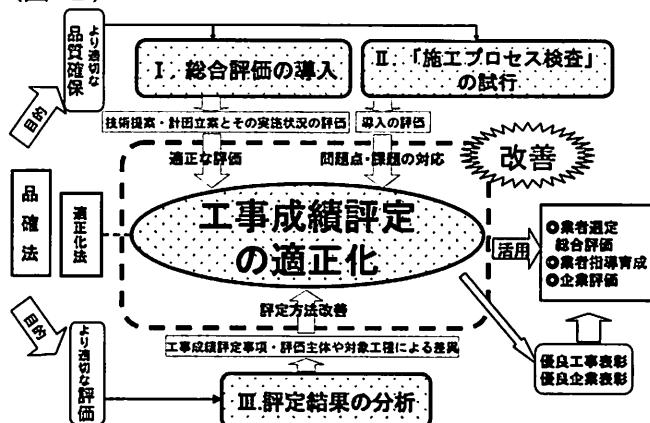


図-2 工事成績評定の適正化(イメージ案)

(1) 現状の問題点・課題

現在、国土交通省内の全国工事品質調整官等会議において、工事成績評定要領の見直し検討を行って

いるところであり、以下にその概要を示す。

現行の工事成績評定要領の主な問題点・課題を整理すると以下のとおりである。

①複数の評価者による重複評価

例えば、審査項目細別「施工管理」を主任技術評価官と技術検査官の双方が「施工計画書と施工方法の一致」について評価する等、一部で重複がある。

②評価対象項目の評価基準の記述が不明確

例えば、審査項目に「十分な」や「適切に」と言った表現があり地方整備局間の判断基準によりばらつきが生じる恐れがある。

③工事品質に関する評価配点がやや低い

品質確保の取り組みに対する企業努力へのインセンティブ付与や評定結果の差別化を図る必要がある。

④企業の技術力に関する評価配点がやや低い

技術提案や技術開発に対する企業努力へのインセンティブ付与や評定結果の差別化を図る必要がある。

(2) 工事成績評定要領の見直しの視点

現行の工事成績評定要領の主な見直しの視点は以下のとおりである。

①複数の評価者による評価内容の視点の整理

主任技術評価官と技術検査官の両者により重複評価を行っている評価項目については、以下のように整理する。主任技術評価官の評価視点は施工途中段階でのプロセスの視点での評価、これに対して、技術検査官は工事目的物の完成状況や工事中の施工実態に関する記録状況を評価するよう改善する。

②評価基準の明確化のための評価対象項目の整理

例えば、審査項目に「十分な」や「適切に」等、評価にばらつきを生じる恐れがある表現を修正し、判断基準に差の無いようにするよう改善する。

③工事品質を重視した配点の検討

品質確保の取り組みに対する企業努力へのインセンティブ付与のため、「品質」及び工事品質に影響を与える「施工管理」、「出来形」の配点増を検討するとともに評定結果の差別化を図るため、評価段階の細分化を検討する。

④総合評価や企業の技術力に関する配点の見直し

技術提案に対するインセンティブを与えるために技術提案の実施状況及びその結果についての評価を検討する。また、技術開発に対する企業努力への評定結果の差別化を検討する。

⑤厳しい施工環境等への加点の検討

例えば、都市部等の現道上で著しい交通規制を伴う工事など周辺環境への配慮を要する工事や長期間、安全確保がなされた工事への加点を検討する。

(3) 工事成績評定要領の見直し

国土交通省内の全国工事品質調整官等会議では、図-3 に示すように工事成績評定要領の改善の視点と方向性を整理し、前述の問題点・課題を解決するため工事成績評定要領の運用表と配点の見直し検討を行い、2009 年度の運用開始を目標に直轄事務所の現場担当者等からの改定案に対する意見集約を図っている。

3. まとめ

工事成績評定の適切な理解を得るため、国土交通省における現行の工事成績評定とその結果の分析結果及び工事成績評定要領の見直しについて整理した。今後も工事成績評定の適正化に努め、工事成績のより厳正かつ的確な評定とその活用が図られることを期待するものである。

【参考文献】

- 1) 国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会：中間とりまとめ、2006

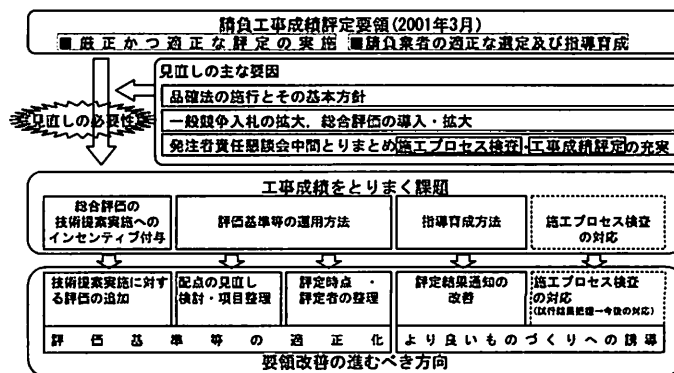


図-3 評定要領改善の視点と方向性

- 2) 国土交通省全国工事監視官等会議：公共事業の品質確保のための監督・検査・成績評定の手引き、250p、(社)全日本建設技術協会、2006
- 3) 佐近裕之他：土木工事における工事成績評定の分析について、第 25 回建設マネジメント問題に関する研究発表・会討論会講演集 pp. 21～24、2007
- 4) 国土交通省直轄土木工事における工事成績評定の分析結果について http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/13/131203_.html
- 5) 中村義人他：工事成績の評価と活用、土木技術資料、No. 4、pp. 24～27、2008

A review of the construction results rating

By Yoshihito NAKAMURA Hiroyuki SAKON Kazunori OOGAMI Hisashi YAMAMURO

We raise transparency / the competitiveness of a bid / the contract of the public construction, and it is essential to rate results such as the quality of the finished construction, and, from the viewpoint of quality security / improvement of the construction, as for the construction results rating result, it is utilized a profit in company evaluation such as a competition participation screening, the rating of the qualified person now. In addition, the radical review of the construction production system is examined, and, sake corresponding to a social change to surround recent public construction, it is it now that a company carries an important role on the construction results in the supply that made much of incentive or the technology of the company to try for oneself quality security for the both sides of the person of order person / ordering.

By this report, We report it about the rearranging such as refinements of the current construction results rating in Ministry of Land, Infrastructure and Transport and the review situation working at the present.